

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会
令和4年度収支予算

単位：円

収入の部	科目	細目	3年度 予算額	3年度 決算額	4年度 予算額	前年度 予算額比較	備考
	非課税対象部門						
	前年度繰越		10,198,932	10,198,932	12,516,798	2,317,866	
	負担金及補助		12,000,000	12,000,000	12,000,000	0	小笠原村運営費負担金(R2まで運営費補助金) H29:7,449千円、H30:8,500千円、R1:9,000千円、R2:12,000千円、R3:12,000千円
	小計		22,198,932	22,198,932	24,516,798	2,317,866	
課税対象部門							
	手数料収入		7,284,000	7,232,780	7,274,000	△ 10,000	H29:7,049千円、H30:6,654千円、R1:8,244千円、R2:7,192千円、R3:7,232円 6か年平均額:7,274千円
	その他収入		49,000	201,531	201,531	152,531	狂犬予防注射集合接種委託費128,000円、マージン収入、預金利息等
	小計		7,333,000	7,434,311	7,475,531	142,531	
	合計		29,531,932	29,633,243	31,992,329	2,460,397	

支出の部	科目	細目	3年度 予算額	3年度 決算額	4年度 予算額	前年度 予算額比較	備考
	人件費		給与(獣医師)	5,970,000	5,175,884	5,175,884	△ 794,116
		給与(動物看護師)	4,933,000	4,696,976	4,696,976	△ 236,024	超過勤務手当の減少
		賃金(用務員)	458,000	237,392	305,280	△ 152,720	R4:1名、1日3時間週2回雇用
		福利厚生費	2,036,000	2,063,556	2,063,556	27,556	
		小計	13,397,000	12,173,808	12,241,696	△ 1,155,304	
事務費		事務用品費	100,000	278,761	278,761	178,761	
		手数料	14,000	19,330	19,330	5,330	
		その他事務費	48,000	39,140	39,140	△ 8,860	賠償責任保険、傷害保険、東京都獣医師会会費等
		小計	162,000	337,231	337,231	175,231	
事業費		旅費	1,521,360	645,980	1,604,720	83,360	R3:母島巡回診療-獣医11回、動物看護師9回。管外出張-獣医1回、動物看護師1回 R4:母島巡回診療-獣医12回、動物看護師12回。管外出張-獣医2回、動物看護師2回
		特別旅費・報償費	689,000	0	727,680	38,680	東京都獣医師会獣医招聘費用(派遣診療、講演会)、延べ4名分
		通信費	531,000	238,811	238,811	△ 292,189	対処室携帯料金、対処室検体等送料、ノネコ搬送費用等 R3ノネコ搬送:6頭39,320円。コウモリ搬送:2頭2,506円
		消耗品費	2,059,000	1,767,833	1,767,833	△ 291,167	
		機器整備・メンテナンス費	667,440	667,440	667,440	0	レントゲン料
		報償費	330,000	528,000	528,000	198,000	税理士報酬:決算資料作成報告報酬330,000円、顧問会計士報酬198,000円
		法人税费等	70,000	456,800	70,000	0	法人税算定の考え方は注釈のとおり
		減価償却費	244,035	217,262	217,262	△ 26,773	
		その他事業費	469,885	62,380	469,885	0	狂犬病予防注射集合接種手数料返還金62,380円 ネコプロジェクト事業費:IBO寄附金財源、残金469,885円。R4ネコピンバッジ作成
		雑損失	0	20,900	0	0	
	小計	6,581,720	4,605,406	6,291,631	△ 290,089		
	予備費(次期繰越金)		9,391,212	12,516,798	13,121,771	3,730,559	H30:3,789千円、R1:5,708千円、R2:8,904千円、R3:10,198千円
	合計		29,531,932	29,633,243	31,992,329	2,460,397	

※法人税の算定について(資料5-2参照)

野生鳥獣・ノネコ診療を非課税対象事業、ペット診療を課税対象事業とする。

非課税対象事業と課税対象事業を診療回数割合で按分する。R3年度非課税対象事業26.8%、課税対象事業73.2%(資料1、事業報告P10)。

収入のうち非課税対象部門に計上している負担金1200万円についても、診療回数割合で非課税対象と課税対象に按分される。

按分した結果、課税対象収入額が課税対象支出額を上回っている場合は課税所得となる。

なお、課税所得が発生しない場合でも、法人住民税均等割として70,000円が課税される。